D2603 全学認証基盤アカウント利用規程

国立情報学研究所 学術情報ネットワーク運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進委員会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2016年2月5日  D2603 | 新規作成 | 曽根秀昭（東北大学、高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会主査）  岡部寿男（京都大学）  佐藤周行（東京大学）  野田英明（国立情報学研究所） |
| 2024年3月26日  D2603 | D系列に対応 | 高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進委員会事務局 |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

D2603-01（目的）

第一条　この規程は、A大学全学認証基盤（以下、「本基盤」という。）において用いる全学アカウントの利用に必要な事項を定め、もって利用者の保護と本基盤の安定的な運用に資することを目的とする。

D2603-02（定義）

第二条　この規程において使用する用語は、C2601 A大学全学認証基盤運用管理規程（以下「運用管理規程」という。）において使用する用語の例による。

D2603-03（利用者の範囲）

第三条　本基盤の利用者は、次の各号に掲げる者とする。

一　D1001 情報セキュリティ対策基本規程に定める教職員等のうち運用責任者が登録したもの

二　D1001 情報セキュリティ対策基本規程に定める学生等のうち運用責任者が登録したもの

三　D1001 情報セキュリティ対策基本規程に定める臨時利用者のうち運用責任者が許可されたもの

D2603-04　（識別コードの交付）

第四条 全学情報システム又は部局情報システムを、識別コードによる主体認証を伴って利用する利用者は、本基盤の運用責任者が別途定める手続きにより、識別コードを取得しなければならない。

D2603-05　（臨時利用者への許可）

第五条 運用責任者は、第三条三号の臨時利用者について、以下の各号のいずれかに該当し必要があると認めるときは、本基盤の臨時利用者として、識別コードを交付するものとする。

一　部局総括責任者より臨時利用の目的・範囲・期間等を明示して臨時利用者による本基盤の利用の申請があったとき

二　その他運用責任者が特に必要があると認めたとき

備考：　臨時利用者の例として以下のようなものが想定される。

一　本学の名誉教授

二　本学若しくは本学の部局において定められた身分を持つ者又は本学との業務委託契約若しくは労働者派遣契約により派遣された者

三　本学との契約又はそれに準ずる行為により、本学施設内において活動する社団等に所属し本学施設内で常時業務する職員であり、本学に対する公益的な業務遂行のため本システムの利用を必要とする者。

　四　本学施設内において特定の機能のシステムの利用を必要とする目的を有する者（本学施設を担当する配達事業従事者の入館カードの例、研究会合開催時の参加者のネットワーク利用の例、など）。利用者を識別しない入館カードの場合には、臨時利用者としてではなく認証情報とひもづけないICカードとして扱うことも考えられる（第十三条（ICカードと電子証明書の取得）の備考を参照）。

備考：部局認証基盤の利用者等（部局が臨時に特に認めた者）は対象に含めていない。

２　部局総括責任者は、前項一号の臨時利用の申請事項について変更（利用資格の喪失を含む）が生じたときは、速やかに変更内容を運用責任者に届け出なければならない。

３　部局総括責任者は、第１項第一号に基づき臨時利用者の利用を申請し許可された際、許可された臨時利用者に対して本規程を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。また、許可された臨時利用者に対して、必要と認めた場合、情報セキュリティポリシー及び実施規程並びに情報システムの利用に関する講習を受講させなければならない。

４　運用責任者は、第１項第二号に基づき臨時利用者の利用を許可した際、許可した臨時利用者に対して本規則を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。また、許可した臨時利用者に対して、必要と認めた場合、情報セキュリティポリシー及び実施規程並びに情報システムの利用に関する講習を受講させなければならない。

D2603-06（識別コードの付与）

第六条　識別コードは利用者ごとに一意となるよう個人に対して付与するものとし、複数の者が共用する目的では付与しない。

２　かつて利用されていたが現在利用されていない識別コードを他者に再割り当てする場合には、最終の利用時から再割り当てまで最低24カ月の期間を設けるものとする。

備考：係員など複数の者（グループ）での共有はできない。役職に対して付与するアカウントは他者が共有・引継ぎするためにこの条の違反となりうるが，それを例外とするのは好ましくない。職員個人に対して役割（ロール）属性設定を管理する機能を備える情報システムを作るべきであるが，もし現有システムが対応しない場合には，個人アカウントに併せてロール別アカウントを職員個人へ付与することは許容される。

D2603-07（識別コードの交付）

第七条　本基盤の識別コードおよび主体認証情報を交付（再交付を含む）する場合は、本学発行の職員証または学生証による対面での確認、学内便を用いた送付、またはそれに準じる方法により本人性と実在性を確認して行う。

D2603-08　（識別コードの一時停止と復帰）

第八条　運用責任者は、法令、情報セキュリティに関する本学のポリシー、実施規程、その他本学の規程、規則に定める遵守事項に違反する利用者の識別コードを発見したとき、または利用者の主体認証情報が他者に使用され若しくはその危険が発生したことの報告を受けたときは、本基盤と認証接続している全部または一部の認証接続システムとの当該識別コードを使用した認証接続の一時停止または制限を行うことができる。一時停止または制限を行った場合は、その旨を当該利用者の所属する部局総括責任者に報告するものとする。

２ 部局総括責任者は、前項の措置の報告を受けたときには、速やかにその旨を当該の利用者に通知するものとする。ただし、電話、郵便等の伝達手段によっても通知ができない場合はこの限りでない。

３ 第1項の一時停止または制限を受けた利用者が、当該識別コードの違反の状況または危険を解消する措置を講じて識別コードを使用する認証接続の復帰を希望するときは、その旨を部局総括責任者申し出るものとする。

４部局総括責任者は、前項の申し出を受けたときは、当該識別コードの措置の状況を確認し適切であると判断した後、運用責任者に報告し、運用責任者は識別コードの復帰ならびに必要に応じて主体認証情報の再交付を行うものとする。

備考：アカウントの取り消しは規定していないが，停止から復帰させない場合がそれになる。

D2603-09（接続先サービスの利用）

第九条　本基盤から交付されるアカウントによる認証接続システムのサービスの利用資格は，接続先のサービスが定める規程等による。

D2603-10（利用者情報の提供）

第十条　本基盤は、利用者の同意に基づき、接続先のサービスに対して、利用者に関する属性情報を送信するものとする。

２　利用者は、接続先のサービスを利用する際、本基盤から送信される属性情報を確認し、個々のサービスの利用の可否を適切に判断するものとする。

D2603-11（遵守すべき規程等）

第十一条　利用者は、本基盤を利用して認証接続システムを利用する際、法令を遵守するとともに、当該情報システムあるいはそのシステムのサービスの利用に関して規程等を含む契約に基づく定めを遵守しなければならない。

備考：利用者の遵守すべき事項はD2201にある。

D2603-12（ICカードと電子証明書の取得）

第十二条 認証接続システムを、ICカードによる主体認証を伴って利用する利用者は、本基盤の運用責任者が別途定める手続きにより、ICカードを取得しなければならない。

２ 認証接続システムを、電子証明書による主体認証を伴って利用する利用者は、C2651 A大学認証局ポリシーおよび運用規則に定める手続きにより電子証明書を取得しなければならない。

備考：ICカードの発行・交付は，運用責任者あるいは情報メディアセンターではない部署が行う例もあり得る。  
例えば、IC職員証（職員証取扱要項に基づき教職員等に交付される職員証であって、主体認証情報をICに格納するもの）、認証ICカード（認証ICカード取扱要項に基づき非常勤の教職員等に交付されるICカードであって、主体認証情報をICに格納するもの）、IC学生証（学生に対して所属部局が交付する学生証であって、主体認証情報をICに格納するもの）、施設利用証（前記のいずれも交付を受けていない者に対して施設利用証取扱要項に基づき発行する利用証であって、主体認証情報をICに格納するもの）などがあり、別に規定する必要がある。また、これらに関する発行責任組織は例えば、IC 職員証においては総務部、IC 学生証においては当該学生の所属する部局、認証IC カード及び施設利用証においては情報メディアセンターが該当すると考えられる。

備考：利用者がすでに所有してまたは貸与を受けて利用するカードであって所定の仕様条件に適合するもの（ここで「その他のカード」と言う。）を用いてICカードに格納された主体認証情報をコピーすることによりICカードと同等の二次的なICカードとして利用することも考えられる。これを許す方針をとる大学では、これをできると規定するとともに、ICカードの規定が準用されることを規定する。  
また、新たにICカードを支給することなく、その他のカードを用いて主体認証情報を書き込むなどしてICカードと同等の利用を可能とすることも考えられる。この場合には支給されたICカードのほかにそれ以外のICカードを規定する。  
A大学認証局が発行したものではない電子証明書を主体認証に利用させることも考えられ、これを許す場合にも上記ICカードのケースと同様の規定を設ける。

備考：臨時入館証等のICカードについて利用者を識別しないで取得させる（交付する）場合には、主体認証を伴わないので、１項の規定とは別に定める必要がある。

備考：ICカードおよび電子証明書利用者の遵守すべき事項はD2201にある。

D2603-13（ICカード及び電子証明書の失効と再発行）

第十三条 運用責任者は、本規程に定める遵守事項に違反するICカード及び電子証明書を発見したとき、又は主体情報が他者に使用され若しくはその危険が発生したことの報告を受けたときは、電子証明書を失効し、その旨を該当するICカード及び電子証明書を利用している利用者等の所属する部局情報セキュリティ責任者に報告するものとする。

２ 部局情報セキュリティ責任者は、前項の措置の報告を受けたときには、速やかにその旨を利用者等に通知するものとする。ただし、電話、郵便等の伝達手段によっても通知ができない場合はこの限りでない。

３ ICカードの失効を受けた利用者が、ICカード及び電子証明書の再発行を希望するときは、その旨を運用責任者に申し出るものとする。

４ 電子証明書の失効を受けた利用者が、ICカード及び電子証明書の再発行を希望するときは、D2651 A大学認証局ポリシーおよび運用規程に定める手続きにより申請するものとする。

５ 運用責任者は、第3項の申し出を受けたときあるいは前項による申請で電子証明書が再発行されたときは、ICカードあるいは電子証明書を利用する上での安全性の確認を行った後、速やかにICカードの再発行あるいは電子証明書の再格納を行うものとする。

D2603-14（雑則）

第十四条　この規程に定めるもののほか、アカウントの利用に関し必要な事項は、別に定める。